

地域における見守りネットワークについて

(改正消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会)

消費者庁 消費者教育・地方協力課



消費者安全法

I 総則

○**消費者教育の推進** 国及び地方公共団体の責務として、**消費者教育の推進**等を通じて消費者安全の確保を図ることを明記（第4条第6項）

II 消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等

- 都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施**（第8条～第9条）
- ・都道府県による、市町村の消費生活相談等の事務の**共同処理**等に関する必要な調整
 - ・事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に**委託**
 - ・国及び国民生活センターは、**研修**等必要な援助を実施
 - ・秘密保持義務規定（国民生活センター役職員についても同様の規定。国セン法第9条）
- 消費生活センターの設置等**（第10条～第11条）
- ・消費生活センターの組織運営等について、内閣府令で定める基準を参酌し**条例**整備
 - ・消費生活センター等に**消費生活相談員**を置く
 - ・事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する者
 - ・消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用
 - ・都道府県は、都道府県の消費生活相談員の中から、**指定消費生活相談員**（市町村の消費生活相談に関し助言、協力、情報の提供その他の援助を行う）を指定

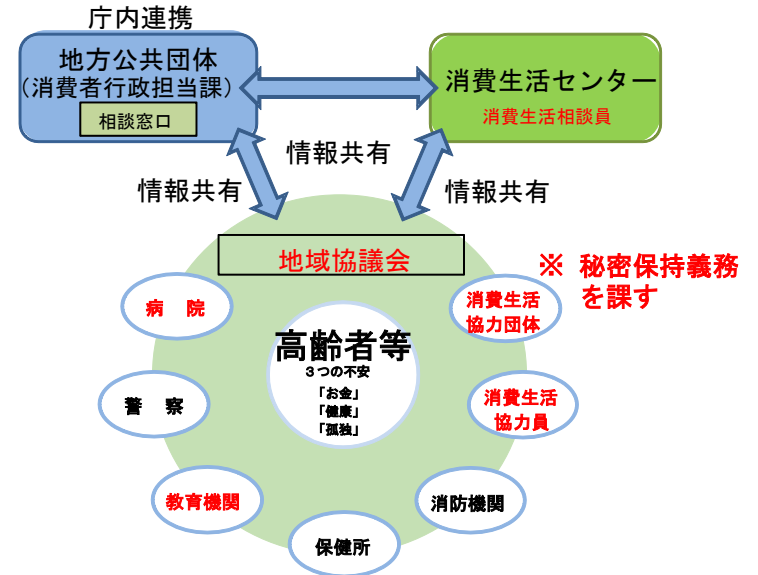
III 地方公共団体の長に対する情報の提供

- 消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報提供**（第11条の2）
- ・内閣総理大臣、国民生活センター及び地方公共団体が、他の地方公共団体に対し、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に関する**情報を提供**

IV 消費者安全の確保のための協議会等

- 消費者安全確保地域協議会**（第11条の3～第11条の6）
- ・国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等により、**消費者安全確保地域協議会**を組織
 - ・協議会は、**消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り**等必要な取組を行う
 - ・秘密保持義務規定
- 消費生活協力団体及び消費生活協力員**（第11条の7及び第11条の8）
- ・消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、**消費生活協力団体**及び**消費生活協力員**を委嘱
 - ・秘密保持義務規定

地方消費者行政の連携イメージ



V 登録試験機関

- 登録の要件等**（第10条の3第1項、第11条の9～第11条の12）
- ・内閣総理大臣は、登録要件（適切な試験委員の配置等）に適合する法人から申請があったときは、消費生活相談員資格試験に関する**登録試験機関**として登録しなければならない
- 登録試験機関に対する監督等**（第11条の13～第11条の24）
- ・試験業務規程の認可、試験委員の届出
 - ・財務諸表の備付け等、改善命令等、登録の取消し、報告・立入調査等

VI 附則

- 経過措置**（附則第3条） 内閣府令で定める基準に適合する者〔消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格保有者〕について、
- ・消費生活相談業務その他これに準ずる事務に従事した一定の経験を有する者は、消費生活相談員資格試験合格者とみなす
 - ・講習を修了した者は、施行後5年以内に限り合格者とみなす
- 施行期日**：平成28年4月1日（附則第1条）
- （指定消費生活相談員については、平成31年6月12日までに施行）

地方公共団体における消費者安全確保地域協議会

- ・ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した**消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）**を構築

【背景】

- ・ 認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- ・ 相談体制の整備に加え、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に対する更なる取組が必要
⇒消費者安全法の改正（平成26年6月成立）により、地域で高齢者等を見守るための**消費者安全確保地域協議会**を組織することが可能に

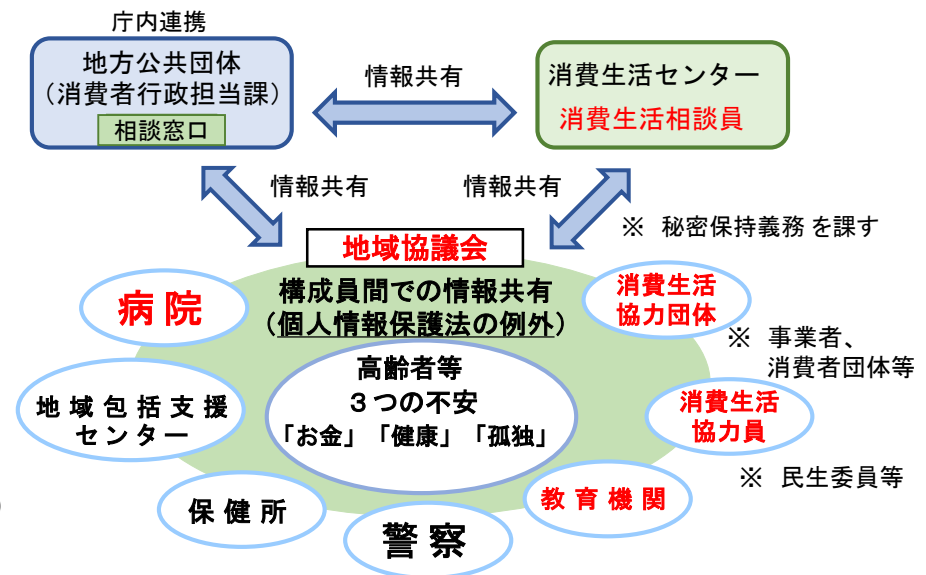
【制度の概要】

- ・ 協議会の役割：構成員間での必要な**情報交換、協議**
- ・ 構成員の役割：消費生活上特に配慮を要する消費者と適度な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を実施
- ・ 構成員：**地方公共団体の機関**（消費生活センター等）
 - ・ 医療・福祉関係（病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等）
 - ・ 警察・司法関係（法テラス、弁護士、司法書士等）
 - ・ 教育関係（教育委員会等）
 - ・ 事業者関係（商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等）
 - ・ 消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア
- ・ 他分野のネットワークとの連携（福祉、防災等）

【今後の取組】

- ・ 地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進（**人口5万人以上の全市町**）（「地方消費者行政強化作戦」（平成27年3月24日））

「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ



消費者安全確保地域協議会の要件

○消費者安全確保地域協議会を組織する地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効率的かつ円滑に行うことを目的とする組織であって、構成員間で必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行う（法第11条の4第1項）。

○構成員は、地域協議会における協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適切な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行う（法第11条の4第2項）。

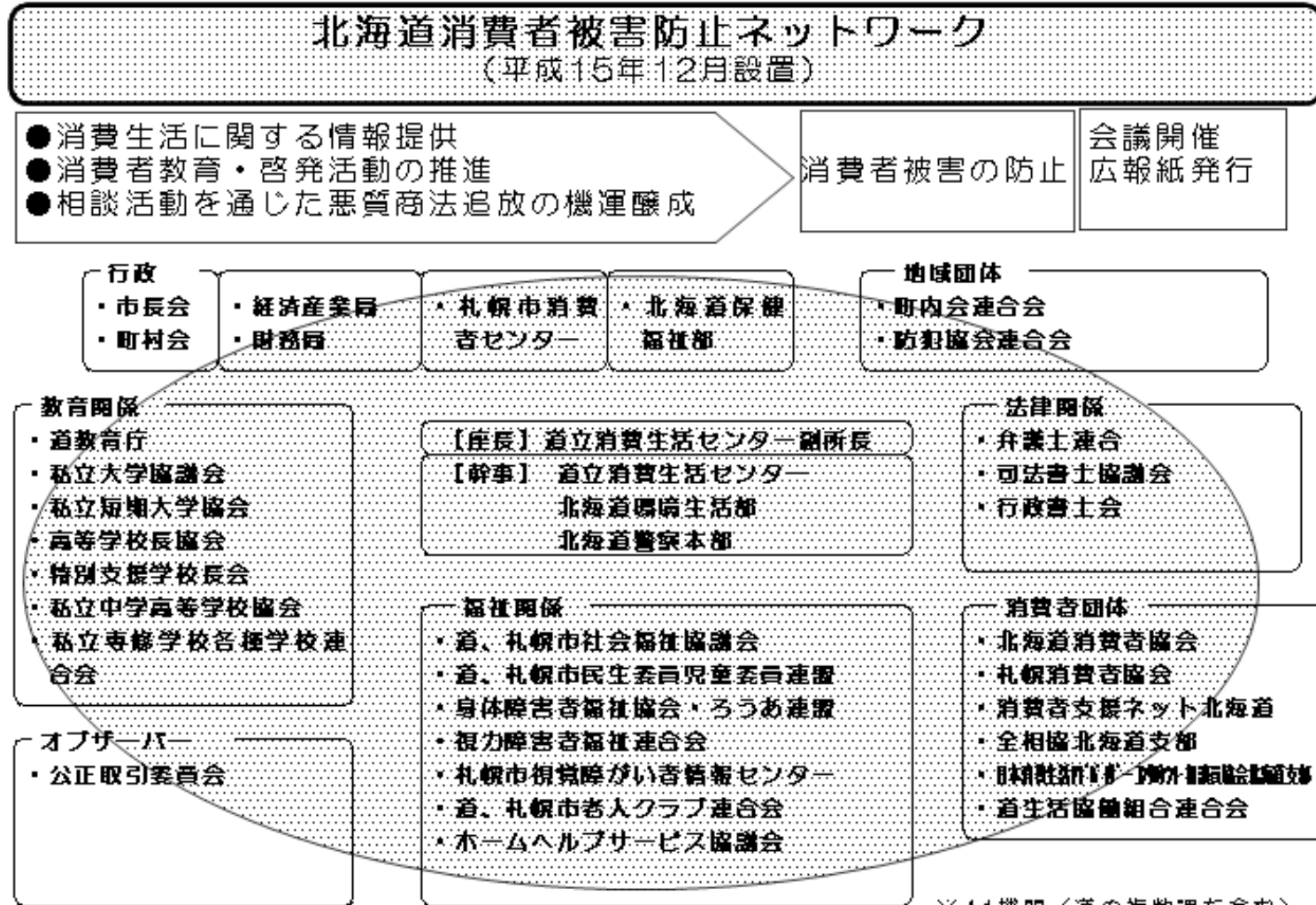
⇒上記2つが、消費者安全確保地域協議会の要件。

「消費者安全確保地域協議会」の名称を使用することや、要綱等において消費者安全法に基づく地域協議会であると明記することを必ずしも求めるものではない。加えて、個人情報取り扱いについても義務付けられているものではない。

⇒設置方法としては、他部局等が事務局を務める既存のネットワークに参加する形も考えられる。

先行事例 北海道

～警察、福祉、教育等の関係機関が一体となった取組～



消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)

平成29年1月1日現在 21市 (人口5万人以上)

4 道県

6市町 (人口5万人未満)

※人口5万人以上の市以外は () 表記

